

令和元年度 多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰
 「長門市農地・水・環境保全組織へき保全会管理協定」
 最優秀賞を受賞



令和2年1月10日(金)、中国四国農政局において令和元年度多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰の表彰式が行われ、「長門市農地・水・環境保全組織へき保全会管理協定」が最優秀賞(多面的機能支払部門)を受賞し、皆川農政局次長より表彰状が阿波代表に授与されました。

この表彰は、中国四国農政局管内において、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組まれている組織等を対象に、地域資源、農村環境の維持保全などの優良な取組を表彰し、関係者の意欲高揚を図るとともに事業の普及・推進を目的として、平成26年度に創設されたもので、今回の受賞により本県活動組織が平成29年度より3年連続の最優秀賞受賞となりました。

なお、当組織は「令和元年度 山口県日本型直接支払推進協議会会長賞」も受賞されています。

加算措置の取組内容の拡充と要件緩和が改正されます。(令和2年4月施行)

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」を追加) ※「防災・減災力の強化」の中で「災害時における応急体制の整備」も対応可	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
農村協働力の深化に向けた活動への支援	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割)以上が毎年度参加する場合	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40

赤色着色部分が改正されます

実施要領が一部改正されました。(令和2年1月27日施行)

自然災害時の対象組織間の交付金融通

甚大な自然災害により被災した場合、早期の営農再開に向け、対象組織間で既配分の交付金の融通を可能とする。

現行制度

実施要領 第1の2(5)及び第2の2(5)

被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

改正後

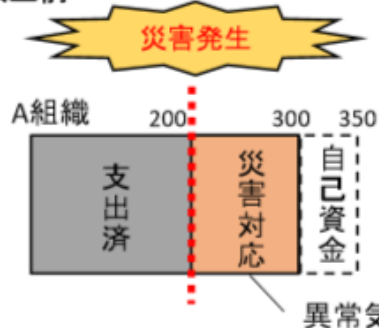
実施要領 第1の7(6)及び第2の8(6)の新設

市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。

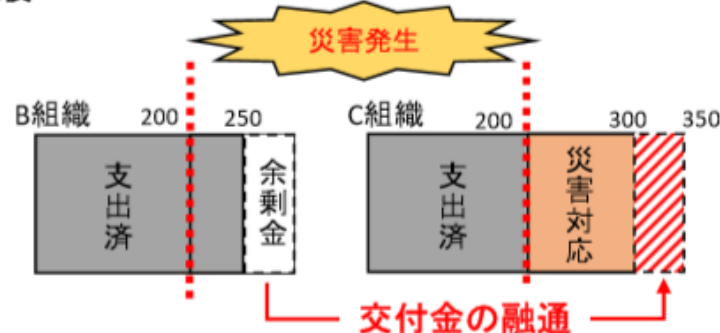
市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。

(想定)年交付額300万円の組織の場合

改正前



改正後



共助の考え方を加えることにより、自己負担ができない組織(C組織)においてもB組織から交付金の融通を受けることで早期営農再開が可能となる。